

議第101号

京都市立義務教育学校条例の一部を改正する条例の制定について
京都市立義務教育学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立義務教育学校条例の一部を改正する条例
京都市立義務教育学校条例の一部を次のように改正する。
別表京都市立宕陰小中学校の項の次に次の1項を加える。

京都市立京都京北小中学校	京都市右京区京北周山町中山51番地
--------------	-------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

京都市立京北第一小学校	京都市右京区京北周山町下寺田11番地
京都市立京北第二小学校	京都市右京区京北塔町中筋浦8番地の1
京都市立京北第三小学校	京都市右京区京北上弓削町弾正27番地

を削る。

3 京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

京都市立周山中学校	京都市右京区京北周山町中山39番地の4
-----------	---------------------

を削る。

提案理由

京都市立京北第一小学校, 京都市立京北第二小学校, 京都市立京北第三小学校及び京都市立周山中学校を統合して京都市立京都京北小中学校を設置する必要があるので提案する。